

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
<p>第1章 書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方 1～3 (省略)</p> <p>第2章 書面添付制度に係る事務手続及び留意事項</p> <p>1 意見聴取の実施</p> <p>(1) 事前通知前の意見聴取の実施</p> <p>統括官等（酒税調査担当の統括国税調査官又は酒税課長並びに酒類指導官をいう。以下同じ。）は、申告書に添付書面の添付がある者に対し、<u>実地の調査を行おうとする場合には、国税通則法第74条の9に規定する事前通知（以下「事前通知」という。）を行わないこととしたときを除き、事前通知を行う前に税務代理権限証書に記載された税理士等に対し添付書面の記載事項について意見聴取を行うよう調査担当者に指示する。</u></p> <p>なお、法第33条の2第1項に規定する添付書面の1面「1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項」欄から3面「5 その他」欄又は法第33条の2第2項に規定する添付書面の1面「1 相談を受けた事項」欄から3面「5 その他」欄に全く記載がないものは、法第33条の2第1項又は第2項に規定する記載事項が記載されていないものであり、添付書面に該当しないものであることから、そのような添付書面が添付されていたとしても補正依頼、意見聴取等を行う必要はないことに留意する。</p> <p>(2) 意見聴取の時期、方法</p> <p>調査担当者は、事前通知予定日の1週間から2週間前までに税務代理権限証書に記載された税理士等に対し意見聴取を行う旨を口頭（電話）で連絡し、意見聴取の日時、方法を調整する。</p> <p>この場合、意見聴取は事前通知予定日の前日までに了することとし、原則として税理士等に来署依頼する方法により行う。また、添付書面の「事務処理欄」に意見聴取を行う旨を通知した日及び事前通知予定日を記入する。</p> <p>(注) 1 (省略) 2 意見聴取は、原則として、統括官等と調査担当者が行う。</p>	<p>第1章 書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方 1～3 (省略)</p> <p>第2章 書面添付制度に係る事務手続及び留意事項</p> <p>1 意見聴取の実施</p> <p>(1) 事前通知前の意見聴取の実施</p> <p>統括官等（酒税調査担当の統括国税調査官又は酒税課長並びに酒類指導官をいう。以下同じ。）は、申告書に添付書面の添付がある者に対し、<u>酒税調査を指令する場合には、事前通知を行わないこととしたときを除き、事前通知を行う前に税務代理権限証書に記載された税理士等に対し添付書面の記載事項について意見聴取を行うよう調査担当者に指示する。</u></p> <p>なお、法第33条の2第1項に規定する添付書面の1面「1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項」欄から3面「5 その他」欄又は法第33条の2第2項に規定する添付書面の1面「1 相談を受けた事項」欄から3面「5 その他」欄に全く記載がないものは、法第33条の2第1項又は第2項に規定する記載事項が記載されていないものであり、添付書面に該当しないものであることから、そのような添付書面が添付されていたとしても補正依頼、意見聴取等を行う必要はないことに留意する。</p> <p>(2) 意見聴取の時期、方法</p> <p>調査担当者は、事前通知予定日の1週間から2週間前までに税務代理権限証書に記載された税理士等に対し意見聴取を行う旨を口頭（電話）で連絡し、意見聴取の日時、方法を調整する。</p> <p>この場合、意見聴取は事前通知予定日の前日までに了することとし、原則として税理士等に来署依頼する方法により行う。また、添付書面の「事務処理欄」に意見聴取を行う旨を通知した日及び事前通知予定日を記入する。</p> <p>(注) 1 (省略) 2 意見聴取は、原則として、統括官等と酒税調査の指令を受け</p>

た調査担当者が行う。

## 2 意見聴取の内容

意見聴取は、税務の専門家としての立場を尊重して付与された税理士等の権利の一つとして位置付けられ、添付書面を添付した税理士等が申告に当たって計算等を行った事項に関することや、意見聴取前に生じた疑問点を解明することを目的として行われるものである。

したがって、こうした制度の趣旨・目的を踏まえつつ、意見聴取により疑問点が解明した場合には、結果的に調査に至らないこともあり得ることを認識した上で、意見聴取の機会を積極的に活用し、例えば顕著な増減事項・増減理由や税額計算の方法に変更があった事項・変更の理由などについて個別・具体的に質疑を行うなどして疑問点の解明等を行い、その結果を踏まえて調査を行うかどうかを的確に判断する。

なお、意見聴取における質疑等は、調査を行うかどうかを判断する前に行うものであり、特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的で行う行為に至らないものであることから、意見聴取における質疑等のみに基因して修正申告書が提出されたとしても、当該修正申告書の提出は更正があるべきことを予知してされたものには当たらないことに留意する。

また、意見聴取の過程において、じ後の申告、帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導すべき事項が認められた場合には、意見聴取の際に、その内容等についてじ後の改善を図るよう税理士等に十分説明する。

## 3 意見聴取後の事務

調査担当者は、意見聴取を行った場合には、別紙1「応接簿（意見聴取用）」（以下「応接簿」という。）に必要事項を記載し、統括官等の決裁を了し、酒税調査簿に編てつする。

- (注) 1 (省略)  
2 (省略)

## 4 意見聴取結果の税理士等への連絡

### (1) 調査に移行しない場合

意見聴取を行った結果、調査の必要がないと認められた場合には、税

## 2 意見聴取の内容

意見聴取は、税務の専門家としての立場を尊重して付与された税理士等の権利の一つとして位置付けられ、添付書面を添付した税理士等が申告に当たって計算等を行った事項に関することや、意見聴取前に生じた疑問点を解明することを目的として行われるものである。

したがって、こうした制度の趣旨・目的を踏まえつつ、意見聴取により疑問点が解明した場合には、結果的に調査に至らないこともあり得ることを認識し、例えば顕著な増減事項・増減理由や税額計算の方法に変更があった事項・変更の理由などについて個別・具体的に質疑を行うなど、意見聴取の機会を積極的に活用に努める。

ただし、個別・具体的な非違事項の指摘に至った場合には、加算税の問題が生じ得ることに留意する。（後記5による。）

また、更正や修正申告のしようようには至らないが、じ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導すべき事項があるものについては、意見聴取の際に、その指導事項について税理士等に十分説明する。

## 3 意見聴取後の事務

調査担当者は、意見聴取を行った場合には、別紙1「応接簿（意見聴取用）」（以下「応接簿」という。）に必要事項を記載し、統括官等の決裁を了した上、酒税調査簿に編てつする。

- (注) 1 (省略)  
(注) 2 (省略)

## 4 意見聴取結果の税理士等への連絡

### (1) 調査に移行しない場合

意見聴取を行った結果、調査の必要がないと認められた場合には、税

理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨の連絡を、原則としてお知らせ文書により行う。ただし、次に掲げる場合には口頭（電話）により行う。

なお、口頭（電話）により意見聴取結果を税理士等へ連絡する場合には、お知らせ文書を送付しない旨を併せて説明し、じ後の添付書面の適切な記載等が図られるよう指導することに留意する。

- ① 意見聴取を行ったことに基因して自主的に修正申告書が提出された場合又はじ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導した事項がある場合
- ② 法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面の 2 面「3 計算し、整理した主な事項」欄及び 3 面「5 その他」欄又は法第 33 条の 2 第 2 項に規定する添付書面の 2 面「3 審査した主な事項」欄及び 3 面「4 審査結果」欄に記載がない場合
- ③ ②に掲げる各欄の記載はあるが、明らかに記載に不備がある又は内容が具体性に欠けるなど、②に準ずると認められる場合

## (2) 調査に移行する場合

意見聴取を行った結果、調査の必要があると認められた場合には、納税者に対する事前通知を行う前に、税理士等に対し意見聴取結果と「調査に移行する」旨の連絡を口頭（電話）により行う。

なお、この場合において、税理士等に対する意見聴取結果の連絡と併せて税理士等に対する事前通知を行うこととしても差し支えない。

- (注) 1 (省略)  
2 (省略)

(削除)

理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨の連絡を、原則としてお知らせ文書により行う。ただし、次に掲げるものに該当する場合には口頭（電話）により行う。

なお、口頭（電話）により意見聴取結果を税理士等へ連絡する場合には、お知らせ文書を送付しない旨を併せて説明し、じ後の添付書面の適切な記載等が図られるよう指導することに留意する。

- ① 課税上の指摘事項があるもの又は更正や修正申告のしょうようには至らないが、じ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導した事項があるもの
- ② 法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面の 2 面「3 計算し、整理した主な事項」欄及び 3 面「5 その他」欄又は法第 33 条の 2 第 2 項に規定する添付書面の 2 面「3 審査した主な事項」欄及び 3 面「4 審査結果」欄に記載がないもの
- ③ ②に掲げる各欄の記載はあるが、明らかに記載に不備がある又は内容が具体性に欠けるなど、②に準ずると認められるもの

## (2) 調査に移行する場合

意見聴取を行った結果、調査の必要があると認められた場合には、納税者に対する事前通知を行う前に、税理士等に対し意見聴取結果と「調査に移行する」旨の連絡を口頭（電話）により行う。

なお、この場合において、税理士等に対する意見聴取結果の連絡と併せて税理士等に対する事前通知を行うこととしても差し支えない。

- (注) 1 (省略)  
2 (省略)

## 5 意見聴取後に提出された修正申告書に係る加算税の取扱い

意見聴取を行い、その後に修正申告書が提出されたとしても、原則として、加算税は賦課しない。

ただし、意見聴取を行った後に修正申告書が提出された場合の加算税の適用に当たっては、国税通則法第 65 条第 5 項及び平成 13 年 3 月 29 日付課消 4-11 ほか 1 課共同「たばこ税等及び酒税の加算税の取扱いについて」(事務運営指針)に基づき非違事項の指摘を行ったかどうかの具体的な事実認定により「更正の予知」の有無を判断することになるから、修正申告書が意見聴取の際の個別・具体的な非違事項の指摘に基づくものであり、「更

## 5 更正前の意見聴取

添付書面が添付された申告書について更正をすべき場合においては、当該添付書面に記載されたところにより当該更正の基因となる事実について税理士等が計算し、整理し、若しくは相談に応じ、又は審査していると認められるときは、国税通則法第 74 条の 11 第 2 項に規定する調査結果の内容の説明を行う前までに、法第 35 条第 2 項に基づき、当該税理士等に対し、意見を述べる機会を与えなければならないことに留意する。

正の予知」があったと認められる場合には、加算税を賦課することに留意する。

## 6 更正前の意見聴取

添付書面が添付された申告書を更正すべき場合においては、法第 35 条第 2 項に基づき、税理士等に対し、意見を述べる機会を与えなければならないことに留意する。